

議案第50号

飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市税条例の一部改正）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第3号中「第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日

(6) 第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の規定による申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1箇月を経過する日

第33条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が

減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第31条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第33条の7第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第33条の9第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）

の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第33条の10第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第131条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第2条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第2条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第6条の2中第12項を第19項とし、第11項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第6条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定

する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 1 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 2 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯能市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、飯能市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第12条第3号の項中「第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中飯能市税条例第12条、第33条の2、第33条の7及び第33条の9の改正規定並びに第2条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定
平成29年1月1日

(2) 第1条中飯能市税条例附則第2条の改正規定及び次条第3項の規定
平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の飯能市税条例(以下「新条例」という。)
第33条の2第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新

条例第33条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第33条の7第5項及び第33条の9第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第33条の7第3項又は第33条の9第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例附則第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第6条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第6条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第6条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第6条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第6条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第6条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに

に取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成28年6月3日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第53条、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号</u>までに掲</p>	<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第53条、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び<u>第2号</u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる期間については、</p>

げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(3) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(4) 省略

(5) 第33条の7第1項の申告書
(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定に

年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第33条の7第1項の申告書
(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(3) 第33条の7第1項の申告書
(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(4) 省略

よる申告書に限る。)に係る税額
(次号に掲げるものを除く。) 当
該税額に係る納期限の翌日から1
箇月を経過する日

(6) 第33条の7第1項の申告書

(法第321条の8第22項及び
第23項の規定による申告書を除
く。) でその提出期限後に提出し
たものに係る税額 当該提出した
日又はその日の翌日から1箇月を
経過する日

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)

第33条の2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第28条第1号ただし書若しくは第2号又は第29条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)

第33条の2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第28条第1号ただし書若しくは第2号又は第29条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下本条において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第31条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第31条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る

更正を除く。)をしたことに基因して、第31条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の

更正を除く。)をしたことに基因して、第31条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第31条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 省略

2 省略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場
合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 省略

2 省略

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場
合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当

がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日

(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日

(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6 省略

7 省略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条の9 省略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項

5 省略

6 省略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条の9 省略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期

の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連

限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をい

結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限

う。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

る。)については、次に掲げる期間
(詐偽その他不正の行為により市民
税を免れた法人が提出した修正申告
書に係る市民税又は令第48条の
15の5第3項に規定する市民税に
あつては、第1号に掲げる期間に限
る。)を延滞金の計算の基礎となる
期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納
付すべき税額の納付があつた日
(その日が当該申告に係る市民税
の納期限より前である場合には、
当該納期限)の翌日から当該減額
更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日
(当該減額更正が、更正の請求に
基づくもの(法人税に係る更正に
よるものを除く。)である場合又
は法人税に係る更正(法人税に係
る更正の請求に基づくものに限
る。)によるものである場合には、
当該減額更正の通知をした日の翌
日から起算して1年を経過する
日)の翌日から当該修正申告書に
係る更正の通知をした日までの期
間

(市民税の減免)

第33条の10 省略

2 前項の規定によって市民税の減免
を受けようとする者は、納期限まで
に次に掲げる事項を記載した申請書

(市民税の減免)

第33条の10 省略

2 前項の規定によって市民税の減免
を受けようとする者は、納期限まで
に次に掲げる事項を記載した申請書

に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

(2)～(3) 省略

3 省略

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）
(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(2)～(3) 省略

3 省略

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

<p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</u></p> <p><u>第2条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p><u>7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の</u></p>	<p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p>
---	--

2とする。

1 1 法附則第15条第33項第1号
ロに規定する設備について同号に規
定する条例で定める割合は、3分の
2とする。

1 2 法附則第15条第33項第2号
イに規定する設備について同号に規
定する条例で定める割合は、2分の
1とする。

1 3 法附則第15条第33項第2号
ロに規定する設備について同号に規
定する条例で定める割合は、2分の
1とする。

1 4 法附則第15条第33項第2号
ハに規定する設備について同号に規
定する条例で定める割合は、2分の
1とする。

1 5 省略

1 6 省略

1 7 省略

1 8 法附則第15条第42項に規定
する条例で定める割合は、5分の4
とする。

1 9 省略

9 省略

1 0 省略

1 1 省略

1 2 省略

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前															
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 省略 2～6 省略 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>飯能市税条例</u>第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">第12条第3号</td> <td style="width: 60%;">第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略			第12条第3号	第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	省略	省略			<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 省略 2～6 省略 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例</u>第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">第12条第3号</td> <td style="width: 60%;"><u>第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)</u>、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略			第12条第3号	<u>第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)</u> 、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告	省略
省略																
第12条第3号	第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	省略														
省略																
省略																
第12条第3号	<u>第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)</u> 、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告	省略														

	書でその提 出期限
	省略
8～14 省略	8～14 省略

附則第四条の三の次に次の一条を加える。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第四条の四 道府県は、平成三十年度から平成三十四年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。第三項において同じ。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)第四條第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。第三項において同じ。)の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第四十一條の十七の二第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。第三項において同じ。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三十四條第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年(平成二十九年から平成三十三年までの各年に限る。中)」と「医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの)」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第四十一條の十七の二第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費)」と「医療費」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費」の金額が十万円を超え、かつ、その金額が「前年(平成二十九年から平成三十三年までの各年に限る。中)」と「医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの)」との合計額の百分の五に相当する金額(その金額が十万円を超える場合は、十万円)とあるのは「二万二千円」と「二百万円」とあるのは「八万八千円」として、同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。この場合における同条第七項の規定の適用については、同項中「同項第二号」とあるのは「同項第二号(附則第四条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

2 前項の規定により第三十四條第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合に必要な技術的説替えその他前項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

3 市町村は、平成三十年度から平成三十四年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三十四條の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年(平成二十九年から平成三十三年までの各年に限る。中)」と「医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの)」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第四十一條の十七の二第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費)」と「医療費」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費」の金額が十万円を超え、かつ、その金額が「前年(平成二十九年から平成三十三年までの各年に限る。中)」と「医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの)」との合計額の百分の五に相当する金額(その金額が十万円を超える場合は、十万円)とあるのは「二万二千円」と「二百万円」とあるのは「八万八千円」として、同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。この場合における同条第七項の規定の適用については、同項中「同項第二号」とあるのは「同項第二号(附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

4 前項の規定により第三十四條の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合に必要な技術的説替えその他前項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

附則第五条の四第一項第二号八及び第六項第二号八中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

附則第八条第九項中「第四十二條の二の四及び」を「第四十二條の二及び第四十二條の十二の四」に、「及び」を「及び第四十二條の二の二」に改め、同条第十項中「第六十八條の十五の五及び第六十八條の十五の六」を「第六十八條の十四から第六十八條の十五の三まで及び第六十八條の十五の五」に、「及び第六十八條の十五の六」を「及び第六十八條の十四から第六十八條の十五の三まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とする。

附則第八条の二第一項中「第十六項を除く。」を「第四十二條の二の四」に改める。

附則第八條の二第二項及び第三項中「百分の五」を「百分の二・九」に改め、同条第七項、第九項及び第十三項中「百分の十五」を「百分の十七・一」に改める。

附則第九條第十項中「(ガス事業法第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項(これらの規定を同法第三十七條の八において準用する場合を含む。))の規定による届出をしたものに限る。」を削り、「同法第二十二條第二項」を「ガス事業法第二條第四項」に「同条第七項に規定する大口供給を」ガスの供給」に、「当該大口供給」を「当該ガスの供給」に改める。

附則第十條第十四項中「昭和三十五年法律第百四十五号」を削る。

附則第十二條の二から第十二條の二の五までを次のように改める。

第十二條の二から第十二條の二の五まで 削除

附則第十二條の二の九の次に次の三條を加える。

(自動車税の環境性能割の特例)

第十二條の二の十 道府県は、道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十六條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができる。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十二條の二の十一 営業用の自動車に対する第五百五十七條第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)

第二項(第四項において準用する場合を含む。)

第三項

百分の一	百分の〇・五
百分の二	百分の一
百分の三	百分の二

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十二條の二の十二 道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(総務省令で定めるものに限る。)(最初の第五百四十七條第三項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百五十六條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「(一)」とあるのは、「(一)から千円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三條第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)(平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)(総務省令で定めるものに適合するものであること。

第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地に附則第十七条の第三項の規定により読み替えられた第三百四十九条第六項の規定の適用を受けることとなるもの

第三年度

当該勧告遊休農地である土地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した価格

4 平成二十九年以降の第二年度又は第三年度の固定資産税について第二項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条第二項、第三項又は第五項の規定の適用を受ける土地に対して課する当該第二年度又は第三年度の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
基準年度に係る賦課期日に所在する土地(以下この表において「基準年度の土地」という)で附則第十七条の第三項の規定により読み替えられた第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第二年度	当該勧告遊休農地(附則第十七条の第三項の規定による勧告遊休農地をいう。以下この表において同じ)である土地について農地法第三十六条第一項の規定による課税標準となるべき価格に相当する額を第三百四十九条第一項の規定する固定資産評価基準(勧告遊休農地に係る部分に限る。以下この表において「勧告遊休農地固定資産評価基準」という)により修正した価格
基準年度の土地で附則第十七条の第三項の規定により読み替えられた第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該勧告遊休農地である土地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した価格
第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地で附則第十七条の第三項の規定により読み替えられた第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該勧告遊休農地である土地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する額を勧告遊休農地固定資産評価基準により修正した価格

第十七条の四 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、附則第十九条及び第二十六条の規定は、適用しない。

附則第十八条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第二項第一号イ中「について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加え、同号口中「平成二十七年年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加え、同項第二号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改める。

附則第二十七条の四の二第二項第一号イ中「について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改め、同号口中「平成二十七年年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改め、同項第二号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改める。

附則第三十三条第五項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「平成二十八年分」を「平成三十年分」に改める。

附則第三十五条の二の六第二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号まで」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に、「総務省令の」を「総務省令で」に改め、同条第十二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号まで」に改め、同条第十八項中「によつて」を「により」に、「総務省令の」を「総務省令で」に改める。

附則第三十五条の三の三第三項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同項第二号中「掲げる移管」の下に「同条第五項第二号へ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。」を加え、同条第八項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同項第二号中「掲げる移管」の下に「同条第五項第二号へ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。」を加える。

附則第三十五条の三の四第三項中「附則第三十五条の三の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改める。

附則第五十一条の二第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第五十二条第一項及び第二項中「にあつては」及び「において」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「にあつては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に改める。

附則第五十四条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。
二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八年度分
附則第五十四条第三項中「において」を「には」に改め、同条第六項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に改める。

附則第五十六条第十二項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「附則第十五条」を「又は附則第十五条」に改め、「又は次条第三項若しくは第四項」を削る。

附則第五十六条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「前各号」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第五十七条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八年度分
附則第五十七条第二項、第三項及び第六項から第九項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第十二項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
目次中「第七十二条の七十」を「第七十二条の七十二」に、「第五款 削除 犯則取締(第七十二条の七十二)」を「第五款 交付(第七十二条の七十二)」に改める。

第七十三―第七十二条の七十六」を「第五款 交付(第七十二条の七十六)」に改める。
第七節 自動車取得税
第一号 課税標準及び税率(第百三十三―第百三十七条)
第二号 申告納付並びに更正及び決定等(第百三十八―第百四十条)
第三号 督促及び滞納処分(第百三十九―第百四十一条)
第四号 市町村に対する交付(第百四十二―第百四十四条)
第五号 軽油引取税

第七節の二 軽油引取税
第一号 課税標準及び税率(第百三十三―第百三十七条)
第二号 申告納付並びに更正及び決定等(第百三十八―第百四十条)
第三号 督促及び滞納処分(第百三十九―第百四十一条)
第四号 市町村に対する交付(第百四十二―第百四十四条)
第五号 軽油引取税

33 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち同条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備(以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。)であつて、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二)を乗じて得た額
- イ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定(以下この項において「認定」という。)を受けたものを除く。)
- ロ 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る。)
- 二 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る。)

イ 水力を電気に変換する場合に、二分の一を乗じて得た額

ロ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備

ハ バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの

附則第十五条第三十八項及び第四十一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四十二項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十九号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「取得した都市再生特別措置法」を「取得した同法」に、「五分の四」を「五分の四を参酌して十分の七以上十分の九以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の四)を乗じて得た」に改め、同条に次の二項を加える。

44 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者、電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者その他の政令で定める者が平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に災害対策基本法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路法第二条第一項に規定する道路その他の政令で定めるもの(以下この項において「緊急輸送道路」という。)の地下に埋設するため新設した地下ケーブルその他の総務省令で定める設備(第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二(同法第三十七條第一項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設するために新設した当該設備にあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一)の額とする。

45 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に同条第五項(第一号に係る部分に限る。)に規定する農地中間管理権(以下この項において「農地中間管理権」という。)を取得した土地で総務省令で定めるものうち、農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定資産

税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日(当該取得の日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から三年度分(農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項第一号中「若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社法改正法附則第二条第一項に規定する新会社」を「以下この条及び次条において「旅客会社」という。若しくは同法第一条第二項に規定する貨物会社(以下この条及び次条において「貨物会社」という。旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社(次号において「平成十三年新会社」という。))又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条第一項に規定する新会社(次号において「平成二十七年新会社」という。))に改め、同項第二号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社」を「旅客会社若しくは貨物会社、平成十三年新会社又は平成二十七年新会社」に改め、同条第二項中「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社(次条において「北海道旅客会社」という。))を「旅客会社」に、及び第六号を「若しくは第六号」に、「借り受け、若しくは」を「借り受け」に、「平成元年度から平成二十八年度までの各年度分」を「平成二十八年度分」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改める。

附則第十五条の三「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」を「旅客会社又は貨物会社」に、「平成十四年度から平成二十八年度までの各年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成十九年一月一日以前から所在する」を「新築された日から十年以上を経過した」に、「同年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくはは「第三項」を削る。

附則第十七条第六号イの表(1)中「附則第十九条の三又は附則第二十九條の七第二項」を「又は附則第十九条の三若しくは第二十九條の七第二項」に、「附則第十九條の三第一項本文若しくは附則第二十九條の七第二項」を「又は附則第十九條の三第一項本文若しくは附則第二十九條の七第二項」に改め、同表(2)中「平成二十八年度又は」を「平成二十八年度である場合であつて、当該土地が平成二十七年年度分の固定資産税について地方税法等の法律(平成二十八年法律第十三号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成二十八年改正前の地方税法」という。))第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号口の表(1)中「附則第二十七條又は附則第二十九條の七第三項」を「又は附則第二十七條若しくは第二十九條の七第三項」に、「附則第二十七條の」を「又は附則第二十七條の」に、「又は附則第二十九條の七第三項」を「若しくは附則第二十九條の七第三項」に改め、同表(2)中「平成二十八年度又は」を「平成二十八年度である場合であつて、当該土地が平成二十七年年度分の固定資産税について平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九條の三(第二十項を除く。))又は附則第十五條から第十五條の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た

第四百七十七条第一項第三号口

三万三千元	一万六千五百円
四万千元	二万五百円
四万九千元	二万四千五百円
五万七千元	二万八千五百円
六万五千五百円	三万三千元
七万四千元	三万七千元
八万三千元	四万五千五百円
四十五百円	二千五百円
六千元	三千元
三千七百元	千八百円
四千七百元	二千三百円
六千三百円	三千二百円
五千二百円	二千六百円
六千三百円	三千二百円
八千元	四千円

附則第十二条の三第七項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第五項（これらの規定を前項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに第六項及び第七項」を「第二項」に、「第三項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十四条第一項中「平成二十七年」を「平成二十七年」に改める。

附則第十五条第一項を次のように改める。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第四条第一項に規定する総合効率化事業者（以下この項において「総合効率化事業者」という。）が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化促進法第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した次の各号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらの固定資産税に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、これらの固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）である総合効率化事業者が新設し、又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分に限る。）二分の一

二 前号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの 四分の三

三 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法第四条に規定する軌道経営者又は貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業者のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物を運送する事業を利用して貨物の運送を行う事業を経営する者である総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。）が取得した貨物の運送の用に供する設備で政令で定めるもの 五分の三

附則第十五条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成三十年三月三十一日）まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「大気汚染防止法」を「租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者等又は同法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人（次号において「中小事業者等」という。）が取得した大気汚染防止法」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「土壌汚染対策法」を「中小事業者等が取得した土壌汚染対策法」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第四号中「ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場」を「ごみ処理施設」に改め、同項第六号中「にあつては」を「には」に改め、同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの 三分の一

附則第十五条第三項中「平成二十六年又は平成二十七年」を「平成二十八年又は平成二十九年」に改め、同条第七項中「日本貨物鉄道株式会社」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項中「旅客会社又は」を「旅客会社」に改め、次条第一項において「旅客会社法改正法」という。を削り、「新会社」の下に、「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社を加え、平成二十八年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に、「行つた場合にあつては」を「行つた場合には」に、「当該日」を「の一月一日（当該取得の日）」に、「にあつては、当該日の属する年」の四月一日の属する」を「には、同日」を「は、同日」に改め、同条第二十六項を「第二十五項」に改め、同条第二十六項中「又は軌道法」を「軌道法」に改め、「という。」の下に「又は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。以下この項において「総合効率化事業者」という。）を、平成二十九年三月三十一日」の下に「（総合効率化事業者にあつては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から平成三十年三月三十一日）を加え、」において「を」に「には」に改め、「小規模な鉄道事業者等」の下に「又は総合効率化事業者」を加え、同条第十九項中「平成二十六年及び平成二十七年」を「平成二十八年及び平成二十九年」に改め、同条第二十三項中「に係る部分」を削り、「及び第三項」を「又は第三項」に、「平成二十五年から平成二十七年」を「平成二十八年及び平成二十九年」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「二分の一を参照して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該貨物資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た」に改め、同条第三十二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三十三項を次のように改める。

第三百二十六条第一項中「納期限若しくは」を「各納期限若しくは」に、「各納期限」を「納期限」に、「申告書に係る税金」を「規定する申告書に係る税金」に、「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に、「掲げる期間」を「定める日又は期限までの期間」に改め、同項第一号中「までの期間」を削り、同項第二号中「の規定による」を「規定する」に改め、「係る税金」の下に「二号に掲げるものを除く」を加え、「までの期間」を削り、同項第三号中「の申告書」を「規定する申告書」に改め、「までの期間」を削り、同項第四号中「の申告書」を「規定する申告書」に、「場合」を「場合において」に改め、「申告書の提出期限」の下に「以下この号において同じ」を加え、「までの期間」を削り、「その期間の末日」を「当該申告書を提出した日」に改め、同条第二項中「の申告書」を「規定する申告書」に、「場合」を「場合において」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、第三百二十一条の八第二十二項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市町村民税について同条第一項、第二項、第四項又は第十九項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に連するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市町村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合）には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第三百二十八条の十一第一項中「第六項」を「第七項」に、「においては」を「には」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「不申告加算金」を「不申告加算金額」に改め、同条第三項中「規定に該当する場合」の下に「（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「同項」を「前項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に、「不申告加算金の額」を「第二項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「の額」を削り、「第二項」を「第二項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないことを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。）又は重加算

金（次条第三項において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百二十八条の十二第一項及び第二項中「隠ぺい」を「隠蔽」に、「同項の」を「同項に規定する」に、「代えて」を「代えて、」に、「重加算金」を「重加算金額」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「重加算金の額」を「重加算金額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に、「重加算金の額」を「重加算金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百四十八条第二項第九号の二中、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を削り、同項第十六号中「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」に、「第二号」を「第三号、第四号又は」に改め、「又は第八号」を削り、同項第三十五号中「旅客会社又は」を「旅客会社」に、「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二條第一項に規定する新会社」を加え、同項第三十六号中「第十号」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第三十七号を次のように改める。

三十七 国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法第十二條第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

四十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十六條第二号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三第二十五項」を「第三百四十九条の三第二十四項」に改める。

第三百四十九条の三第十四項中「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同条第十九項中「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同条第二十四項を削り、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項から第三十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

33 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六條第一号に規定する業務の用に供する設備及び当該設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

34 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九條第一項の規定により指定された景観重要建造物のうち、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一條に規定する世界遺産一覧表に記載された家屋及び償却資産で総務大臣が指定するもの並びに当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

第二百九十二条第一項第四号中「第六項から第八項まで及び第十三項」を「第三項から第五項まで及び第八項」に、「第四十二條の十二」を「第四十二條の十一の二」に改め、「第七項を除く。」の下に、「第四十二條の十二」を加え、同項第四号の三イ中「(租税特別措置法第六十八條の十四及び第六十八條の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額)を削り、同号ロ中「(租税特別措置法第六十八條の十四及び第六十八條の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額)を削り、同項第四号の四中「第六十八條の十一第十二項」を「第六十八條の十一第七項」に改め、同項第六号中「第二十九條の六」を「第二十九條の四」に改め、同項第十四号に次のただし書を加える。

ただし、日本国が締結した租税に関する二重課税防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがあるときは、当該条約の適用を受ける外国法人については、当該条約において恒久的施設と定められたものとする。

第二百九十四条の四を削る。
第三百二十一条の第二項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第二項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「後に提出した当該申告書」の下に「次項において「特定修正申告書」という。」を、「後にされた当該所得に係る更正」の下に「同項において「特定更正」という。」を加え、「変更し」を「変更し」に、「から第一項」を「から同項」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第一項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に限り。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(特定修正申告書の提出又は特定更正に基因して変更した不足税額その他の政令で定める市町村民税にあっては、第一号に掲げる期間に限り。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 第三百二十条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
二 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して一年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
第三百二十一条の四第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「する場合には」を「する場合には」に、「一条例によつて」を「一条例により」に、「にあつては」を「には」に改め、「徴収する旨」の下に「第七項及び第八項において「通知事項」という。」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「あつては」を「には」に改め、同条第五項中「規定によつて」を「規定により」に、「一条例によつて」を「一条例により」に改め、同条に次の二項を加える。

7 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第一項後段(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令で定める方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。
8 前項の規定による通知事項の提供が行われたときは、第一項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第一項及び第三百二十一条の六第一項の規定を適用する。
第三百二十一条の五第二項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「第三十二一条の六第二項」を「第三百二十一条の六第三項」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「指定された場合においては」を「指定された場合には」に改める。
第三百二十一条の六第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の場合においては、第三百二十一条の四第七項及び第八項の規定を準用する。この場合において、同項中「次条第一項及び第三百二十一条の六第一項」とあるのは、「第三百二十一条の六第三項」と読み替えるものとする。
第三百二十一条の八第五項中「によつて」を「により」に、「第四十二條の六第十二項」を「第四十二條の六第七項」に改め、同条第九項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に、「第四十二條の六第十二項」を「第四十二條の六第七項」に改め、同条第十二項中「によつて」を「により」に、「又は第四百四十四條の十三の規定により」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「第四十二條の六第十二項」を「第四十二條の六第七項」に改め、同項第二号及び第三号中「によつて」を「により」に、「第四十二條の六第七項」に改める。
第三百二十一条の十二第二項中「についても」を「がある場合には」に、「によるものとする。なお」とし、「に」ときは「を」場合には「に」に改め、同条第三項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の下に、「次項第二号において同じ。」を加え、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第二項の場合において、第三百二十一条の八第二十二項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市町村民税について同条第一項、第二項、第四項又は第十九項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に限り)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあっては、第一号に掲げる期間に限り。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する市町村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該申告に係る市町村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
二 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくもの)に限り)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

参考

(抜 粋)

地方税法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

法律第十三号

地方税法等の一部を改正する等の法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

第十条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、「定めるもの」の下に「に対する同項の規定の適用」を、「日」の下に「地方団体の」を加え、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改め、第一章第三節中同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(法人の合併等の無効判決に係る連帯納税義務)

第十条の三 合併又は分割(以下この条において「合併等」という。)を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負う。

第十一条の五中「掲げる者」を「定める者」に、「次条及び第十一条の七」を「及び次条」に改める。

第十一条の七中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」を「被支配会社(当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社をいふ)に改め、「(以下次条において「親族その他の特殊関係者」という。))及び「同一とみられる場所において」を削り、「(取得財産を含む)を限度として」を「の価額の限度において」に改める。

第十一条の八中「政令」を「政令」に、「免かれた」を「免れた」に、「親族その他の特殊関係者」を「親族その他の滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。))で政令で定めるもの」に改める。

第十四条の九第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とする」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人(以下この号において「分割法人」という。)に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の地方税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の第十条の三に規定する連帯して納付し、又は納入する義務に係る地方税(当該判決が確定した日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る。)

当該判決が確定した日

第十四条の九第二項中「場合は」を「場合には」に、「掲げる日」を「定める期限又は日」に改め、同項第五号中「同じ」を「同じ」に、次に掲げる個人の市町村民税の区分に応じそれぞれ次に定める期限又は日」に改める。